

寛政四子ね年五月十五日

一 須賀町社人すかまち ■■ 備前儀、唯今迄居宅町並ただいままで 二罷まかりありそろうところ 在候処、此度新二裏之

方江引込家作仕度旨したきむね 御願申上候、此儀乍おそれながら 恐御聞濟被下置候而ハ、自然くだしおかれそろうて

他町之社家山伏中右様二裏尻江引込候而ハ、第一御町並も見苦

敷相成、其上雪中雁木続も不よろしからずはなはだ 宜 甚 迷惑至極二 奉 存候、縦令たとひ

此度備前家作之義御聞濟被下置候共、町並二雁木相建候而跡江とも

引込家作仕候様被仰付被下置度奉存候、已来他町之例二相成いらし

不申候様被成下度奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上 名主中くださるべく

但 備前願書ハ五月廿三日ニアリ

寛政四子（一七九二）年五月十五日

須賀町（今の仲町2丁目のあたり）社人の■■備前のことですが、今まで家は町の並びにありましたが、この度、新しく裏の方へ引っ込んで家を作りたいとの願いがありました。このことについて、恐れながら、聞き入れて許可されては、自然と他町の社家、山伏も同様に裏に引っ込むようになり、第一、町並も見苦しくなります。その上、雪が降った時、雁木が続かなくなり、甚だ迷惑です。たとえ今回、家作りの件を許可されるにしても、町並には雁木を建てた上で、家は引っ込んで作るようにしていただきたく思います。今後、他町の（悪い）例にならないようにしていただきたく思います。このことについて、よろしくお伝えください。以上。名主中。

但し、備前の願書は、五月二十三日にあり